

ペイオフ制度の解禁と
マンション管理組合の
預金等の管理運用に
ついて

ペイオフ制度について

「平成14年4月からペイオフが解禁されると…」という新聞や雑誌の記事が最近よく見られます。修繕積立金などを預金として金融機関に預け入れているマンション管理組合の皆様にとっても、ペイオフの解禁というニュースに高い関心を寄せられていることと思います。

ペイオフとは？

この「ペイオフ」とは、本来、保険制度により保険金が支払われることを意味します。最近話題になっている我が国のペイオフ制度とは、民間の金融機関が万が一破綻した場合、各預金者の預金が預金保険金により保護されること（預金保険制度）をいい、具体的には、預け入れ先である金融機関が万が一破綻した場合、各預金者ごとに元本1,000万円までとその利息等まで保護されることとなっています。

「預金保険制度」は、預金保険法（昭和46年法律第34号）に基づき、金融機関が預金等の払い戻しができなくなった場合などに預金者を保護し、信用秩序を維持することを目的として導入されました。金融機関が万が一破綻した場合の預金等の保護の仕組みとしては次の2つの方式があります。

1. 預金保険機構が、預金者に直接保険金を支払う方式（ペイオフ方式）
2. 預金保険対象預金等を救済金融機関に移管し、資金援助する方式（資金援助方式）

いずれの場合でも、元本1,000万円までとその利息等まで保護されることになります。

さらに、これを超える部分についても、破綻した金融機関の財産の状況に応じて預金者に払い戻しが行われます。この預金保険制度は、政府、日本銀行、民間金融機関の出資により設立された「預金保険機構」により運営されています。

預金保険制度とは？

預金保険の対象となる金融機関は、預金保険制度に加入している金融機関となります。預金保険制度に加入していない金融機関は対象となりません。

預金保険の対象となる金融機関は？

預金保険の対象となる金融機関等	預金保険の対象とならない金融機関等
<ul style="list-style-type: none">○ 銀行（都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行など）○ 信金中央金庫、信用金庫○ 全国信用協同組合連合会、信用組合○ 労働金庫連合会、労働金庫	<ul style="list-style-type: none">○ 政府系金融機関（住宅金融公庫など）○ 外国銀行の日本支店○ 商工組合中央金庫○ 郵便局
	<ul style="list-style-type: none">※ 農林中央金庫、農業協同組合※ 漁業協同組合、水産加工業協同組合※ 保険会社※ 証券会社

（注）農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合などは「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入しています。保険会社と証券会社についても、それぞれ「保険契約者保護機構」と「投資者保護基金」という保護制度に加入しています。

◎農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合などの加入している「農水産業協同組合貯金保険制度」では、預け入れ先の農協等が万が一破綻した場合、元本1,000万円までとその利息等まで保護されることになります。

◎国内で営業を行う生命保険会社、損害保険会社（いずれも外国保険会社の在日支店を含む）は、それぞれ取り扱う保険の種類に応じ「生命保険契約者保護機構」と「損害保険契約者保護機構」への加入が保険業法（平成7年法律第105号）により義務付けられています。なお、これら機構による保護範囲は下図のようになっています。

【生命保険・損害保険の保護の範囲】

		保護の範囲	
生命保険		保護機構が責任準備金の90%までを補償	補償対象契約 (いずれも国内に限り、再保険分を除く)
	自動車損害賠償責任保険 地震保険	保護機構が責任準備金の100%までを補償	
損害保険	年金払積立傷害保険 財形傷害保険 自動車保険	保護機構が責任準備金の90%までを補償	
	火災保険、火災相互保険 建物更新保険 満期戻長期保険		
	傷害保険、傷害相互保険 医療費用保険 介護費用保険 等		
	上記以外の損害	保護機構による補償はありません	

◎国内で証券業を営む証券会社(外国証券会社はその在日支店)はすべて、「日本投資者保護基金」、「証券投資者保護基金」いずれかの一つの基金へ加入することが証券取引法(昭和23年法律第25号)により義務付けられています。破綻した証券会社が預かっていた顧客資産(下図のような株式・債券等の売買や保護預りなどに伴って、一般顧客が証券会社へ預けた有価証券・お金)のうち、円滑な返還が困難であるとこれら投資者保護基金の認められるものが、保護基金の補償対象となります。

【証券会社の顧客の保護範囲】

下記の取引等に係る有価証券・お金保護の範囲	保護範囲
有価証券の保護預り 株式・債券等の売買 投資信託の販売 信用取引の委託保証金(代用有価証券を含む) 証券取引所における先物取引・オプション取引の委託証拠金(代用有価証券を含む)	合計1,000万円まで補償
有価証券店頭デリバティブ取引、外国市場証券先物取引に係るもの	保護基金による補償はありません

◎郵便局については、郵便貯金法(昭和22年法律第144号)により、国が郵便貯金として預入れされた貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払を保証することが規定されています。なお、貯金総額は、一の貯金者ごとに、1,000万円を超えてはならないとされています。

◎住宅金融公庫のマンション修繕債券については、ペイオフ制度の対象とはならず、債券を保有しているマンション管理組合は、住宅金融公庫法(昭和25年法律第156号)により、その資産から優先的に弁済を受けられる権利を有することが規定されていることから、債権の保全が図られています。平成13年度の公庫の予算では、優先的な弁済権のある債券の発行残高は2兆3,682億円で、総資産は82兆1,602億円となっています。

【マンション修繕債券積立制度の概要】

(詳しくは、住宅金融公庫のホームページをご覧ください。)

積立対象者	有価証券の保護預り株式・債券等の売買投資信託の販売信用取引の委託保証金(代用有価証券を含む)証券取引所における先物取引・オプション取引の委託証拠金(代用有価証券を含む)	
債券の積立内容	1回当たりの積立額	一口100万円(複数口も可)
	積立回数	最高10回(10年)
	債券の種類	利付10年債
	募集口数	平成14年度予算案 45,000口(450億円)
	利 率	平成14年度に発行する債券については、決まり次第、住宅金融公庫より発表されます。募集期間
	募集期間	
買入れ(中途換金)請求	◎第1回の積立での債券発行から1年を経過した日以後に共用部分の修繕工事に要する費用等に充てる場合 ◎マンションの緊急の修繕工事などのやむを得ない事情により換金が必要な場合	

◎ 預金保険制度の保護の対象となる預金等は、預金保険制度に加入している金融機関が取り扱っている次の金融商品です。

預金保険の対象となるもの	預金保険の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○預金（右欄の預金を除く） 当座預金、普通預金、通知預金、納税準備預金、貯蓄預金、定期預金、別段預金 ○定期積金 ○掛金 ○元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含む） ○金融債（ワイド等の保護預かり専用商品に限る） ○上記を用いた財形貯蓄商品 	<ul style="list-style-type: none"> ○外貨預金 ○外国銀行の日本支店の預金 ○オフショア預金 ○日銀・金融機関等の預金 ○預金保険機構の預金 ○無記名預金 ○他人名義預金 ○導入預金 ○元本補てん契約のない金銭信託（ヒットなど） ○金融債（保護預かり専用商品以外のもの）など

平成14年3月末までは、すべての預金等が全額保護されます。

平成14年4月から平成15年3月末までは、当座預金、普通預金、別段預金の決済性預金の元本及び利息は全額保護されます。さらに、決済性預金以外の対象預金等は合計で元本1,000万円までとその利息等が保護されることとなります。

平成15年4月以降は、決済性の預金を含む対象預金等の合計で、元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。

金融商品		平成14年3月末まで	平成14年4月から 平成15年3月末まで	平成15年4月以降
対象預金等	当座預金 普通預金 別段預金	全額保護		合算して元本 1,000万円までと その利息等を保護 (注)
	その他の預金 (定期預金、定期積金、 ビッグ、ワイド等)			
対象以外の預金等			破綻金融機関の財産の状況に応じて 支払い	

(注) 1,000万円を超える元本とその利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

修繕積立金についてマンション管理組合として 心がけておきたいこと

外壁の修繕、屋上の防水、給排水管の修繕など、マンションの共用部分の修繕工事を計画的に実施するためには、あらかじめ長期修繕計画を策定し、その計画に基づき必要な修繕積立金及び資金計画を適正に定めることが重要です。これに基づいて積み立てられた修繕積立金の管理の状況については、マンション管理組合として定期的に確認することも重要です。

そして、修繕積立金を適正に管理及び運用するためには、金融機関や専門的知識を有する者へのアドバイスを利用するほか、次の点についても心がけておく必要があります。

1. 管理費と修繕積立金が区分経理されていることを確認する

修繕積立金は、将来の計画的修繕工事の実施を目的としていることから、管理費や組合費とは区分して経理処理する必要があります。

2. 財務担当理事に適任者を選任する

マンション管理組合の理事は、区分所有者の中から、1～2年程度の任期で持ち回りにより選任されていることが多いですが、特に、管理組合の財務など専門的知識を必要とする業務を担当する理事については、できるだけ持ち回りではなく、適任者を区分所有者の中から選任することも重要です。

3. 修繕積立金の管理運用に関する情報を各区分所有者へ周知をする

修繕積立金の預入先の金融機関、金融商品、残高などを総会の決算書にできる限り明記するほか、適時に各区分所有者へ修繕積立金の管理運用に関する情報を提供することも重要です。

4. マンション管理組合の社団性を確保する

万が一、金融機関が破綻した場合、マンション管理組合がその預金について預金保険による保護を受けるには、いわゆる「権利能力なき社団」としての要件を備えていること又は管理組合法人であることが必要です。

「権利能力なき社団」と認められるためには、一般的には、管理規約等が存在しており、かつ、その実態においても「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること」(最高裁昭39.10.15判決)が必要ですが、基本的には、各金融機関がその実態を見て判断します。

また、区分所有者が30人以上存在するマンション管理組合については、区分所有法第47条第1項の規定により、区分所有者及び議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議により、管理組合法人となることができます。

金融機関の金融商品、信用に関する 情報の入手先について

ペイオフ制度が解禁されると、預金を預け入れる金融機関とその金融商品の選択が重要になります。

こうした金融機関の金融商品や信用に関する情報は、最近ではインターネットのホームページで容易に入手することができます。また、銀行などの本支店窓口で請求すれば財務情報が記載された「ディスクロージャー誌」を入手することもできます。

【金融機関団体などのホームページ】

<input type="radio"/> 全国銀行協会	http://www.zenginkyo.or.jp/
<input type="radio"/> 地方銀行協会	http://www.dainichiginkyo.or.jp/
<input type="radio"/> 全国信用金庫協会	http://www.shinkin.or.jp/
<input type="radio"/> 信託協会	http://www.shintaku-kyokai.or.jp/
<input type="radio"/> 全国労働金庫協会	http://all.rokin.or.jp/

【格付け機関のホームページ】

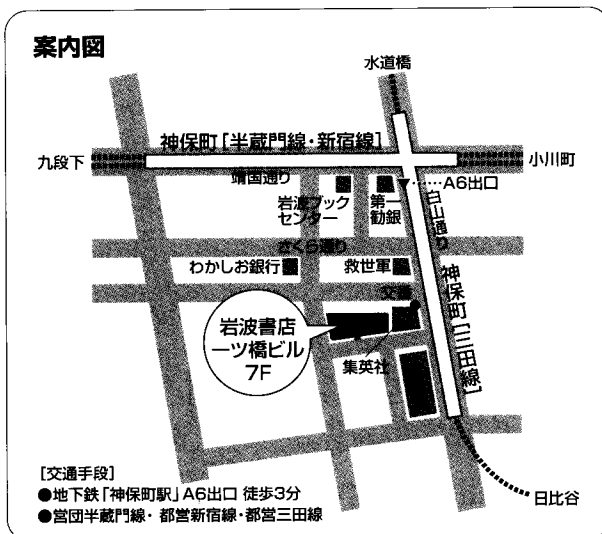
<input type="radio"/> 格付投資情報センター	http://www.r-i.co.jp/
<input type="radio"/> スタンダード・アンド・プアーズ	http://www.standardandpoors.com/japan/
<input type="radio"/> 日本格付研究所	http://www.jcr.co.jp/
<input type="radio"/> ムーディーズ・ジャパン	http://www.moody.co.jp/

【公的機関などのホームページ】

<input type="radio"/> 金融庁	http://www.fsa.go.jp/
<input type="radio"/> 預金保険機構	http://www.dic.go.jp/
<input type="radio"/> 農水産業協同組合貯金保険機構	http://www.sic.or.jp/
<input type="radio"/> 日本銀行	http://www.boj.or.jp/
<input type="radio"/> 金融広報中央委員会	http://www.saveinfo.or.jp/
<input type="radio"/> 住宅金融公庫	http://www.jyukou.go.jp/ http://www.jyukou.go.jp/

参考資料

「私たちの預金と保護のしくみ」金融庁
「新しい預金保険制度」預金保険機構
「あなたの資産を守る 金融商品の保護」金融広報中央委員会
「マンション修繕債券積立制度」住宅金融公庫より作成



CMC 財団法人 マンション管理センター
 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル7階
 〒101-0003
 TEL.03-3222-1516 (代表) FAX.03-3222-1520
<http://www.mankan.or.jp/>